

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成26年1月27日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	ろ過水供給管ドレン配管が詰まり気味であることを確認した。当該配管を点検・清掃。 平成26年4月2日審議により号機変更 3号機→2号機	
2	4号機	発電機水素ガス放出ライン配管の天井貫通部より雨水の滴下を確認した。当該部を点検・修理。	
3	7号機	換気空調補機常用冷却水系冷凍機(B)油ポンプの点検時、回転軸キー溝部および歯車キー溝部のすき間寸法が管理値を超えていることを確認した。当該ポンプを修理。	
4	その他	大湊側洗濯設備ろ過機(B)のシール水配管が詰まり気味であることを確認した。当該配管を点検・清掃。	